

(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 1 月

姫路天然ガス発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	9

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年11月8日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告

平成28年11月8日（火）付の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1参照）

- ・神戸新聞（社会面／31面、早版*）
 - ・朝日新聞（兵庫面／29面、大阪本社版／播州版）
 - ・毎日新聞（兵庫面／24面、大阪本社版／播州・但丹版）
 - ・読売新聞（地域面／29面、大阪本社版／播州・但丹版）
 - ・産経新聞（播州面／22面、大阪本社版／播州版）
 - ・日本経済新聞（社会面／39面、大阪本社版／2府4県版）
- *但馬版、西播版、姫路版北部、姫路版南部、東播版、北播版、丹波版、三田版北部

②上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ホームページに平成28年11月8日（火）から掲載した。（別紙2、3参照）

(3) 縦覧場所

以下の計3ヶ所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

①縦覧場所

縦覧場所	所在地
兵庫県庁環境影響評価室（第3号館12階）	神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
姫路市役所環境政策室（本庁舎7階）	兵庫県姫路市安田四丁目1番地
大阪ガス株式会社 DILIPA（ディリパ）姫路	兵庫県姫路市神屋町四丁目8番地

注：以下、大阪ガス株式会社 DILIPA（ディリパ）姫路は「DILIPA 姫路」という。

②インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページに方法書及び要約書を公表した。（別紙3参照）

<http://www.hnpg.jp/assess/index.html>

(4) 縦覧期間

平成 28 年 11 月 8 日（火）から平成 28 年 12 月 7 日（水）までとした。

自治体庁舎については、土曜日、日曜日、及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の閉庁日は除いた。DILIPA 姫路については、水曜日の閉館日は除いた。

縦覧時間は、各縦覧場所とも 9 時から 17 時までとした。

また、インターネットの利用による公表については、平成 28 年 11 月 8 日（火）9 時から平成 28 年 12 月 21 日（水）17 時までであり、24 時間閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

①縦覧者名簿記載者数 11 名

（内訳）

- ・兵庫県庁環境影響評価室（第 3 号館 12 階） 2 名
- ・姫路市役所環境政策室（本庁舎 7 階） 6 名
- ・DILIPA 姫路 3 名

②方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数： 1,615 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙 1 参照）

開催日時	開催場所	来場者数
平成 28 年 11 月 15 日（火） 18 時 30 分～19 時 50 分	姫路キャスパホール （兵庫県姫路市西駅前町 88 キャスパ 7 階）	41 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年11月8日（火）から平成28年12月21日（水）（当日消印有効）まで

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書用紙（別紙4参照）などにより、当社への郵送による書面の提出とした。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は6通（意見の総数：23件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(神戸新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞)

平成 28 年 11 月 8 日 (火) 掲載

【(仮称)姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書の公告】 環境影響評価法に基づき、「(仮称)姫路天然ガ ス発電所新設計画 環境影響評価方法書」(以下、 「方法書」)を作成しましたので、次の通り公告い たします。 平成二十八年十一月八日(火) 姫路天然ガス発電株式会社	
【事業者の名称】 代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地 名称 代表者 所在地	入江 俊和 姫路天然ガス発電株式会社 大阪府大阪市中央区平野町四丁目 一番二番
【対象事業の名称】 種類及び規模 種 類 規 模	「(仮称)姫路天然ガス発電所新設計画 ガスタービン及び汽力 コージェネレーション発電方式 複 合 発電能力約1,800キロワット」 「対象事業が実施されるべき区域」 兵庫県姫路市御影区東端日田町一番一他 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると 認められる地域の範囲」
【方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間】 縦覧の場所 縦覧期間 提出先 提出期限	兵庫県第三豆館工務 環境影響評価室 兵庫県姫路市中央区山手通五丁目 (一)番五番 姫路市役所本庁舎七階 環境政策室 (兵庫県姫路市安田四丁目一番地) 大阪ガス株式会社DILIPA(ティリパ) 姫路(以下、「DILIPA姫路」) (兵庫県姫路市御影町四丁目八番地) 平成二十八年十一月八日(火)から 自当分の日(以下、「当日」)の曜日 及び一国民の祝日に関する法律に 規定する休日の閉庁日は除く、ただし、 DILIPA姫路については、水曜日の 閉庁日以外はご覧になれます。 縦覧時間 九時から十七時まで インターネットによる公表 弊社ホームページにおいて平成二十八年 十一月八日(火)九時から平成二十八年 十一月二十一日(金)十七時までご覧になれま す。 【方法書について】 「方法書について環境の保全の見地からの意見を 書面により提出することができる旨」 ご意見をお持ちの方は、弊社宛に郵送に より書面にて意見書をお寄せください。 【意見書の提出先】 「意見書の提出先及び提出先その他意見書の 提出に関する事項」 提出期限 平成二十八年十二月二十一日(水) 提出先 〒541-1004 大阪府大阪市中央区平野町四丁目一番二番 姫路天然ガス発電株式会社 宛 記載事項 一 氏名及び住所 一人その他の団体にあつてはその 名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地 二 意見書の提出の対象である方法書の名称 三 方法書の提出の環境の保全の 見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて 記載願います。)
【方法書説明会の開催を予定する日時及び場所】 日時 場所	平成二十八年十二月十五日(金) 十八時三十分から二十時三十分予定 姫路キャスパホール 兵庫県姫路市西駅前町八八 キャスパ七層 【お問い合わせ先】 姫路天然ガス発電株式会社 電話 〇六(一)〇二二七(一)



NEWS

2016年11月08日	「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付及び縦覧・説明会について
2016年05月17日	「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画 計画段階環境配慮書」の送付及び縦覧について
2016年04月01日	姫路天然ガス発電株式会社のホームページを開設しました。
2016年04月01日	姫路天然ガス発電株式会社を設立しました。

▲ PAGETOP


[ホーム](#) > 環境への取り組み

環境への取り組み

ENVIRONMENT

▶ 環境への取り組み

環境への取り組み

「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）の届出・送付及び縦覧・説明会について

当社は、環境影響評価法に基づき、平成28年11月7日（月）に方法書を経済産業大臣に届け出るとともに、兵庫県知事、姫路市長へ送付致しました。また、以下の通り、平成28年11月8日（火）より方法書を縦覧に供するとともに、平成28年11月15日（火）に方法書の説明会を開催致します。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・兵庫県庁 第3号館 12階 環境影響評価室
（兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目10番1号）
- ・姫路市役所 本庁舎 7階 環境政策室
（兵庫県姫路市安田四丁目1番地）
- ・大阪ガス株式会社 DILIPA（ディリパ）姫路
（兵庫県姫路市神屋町四丁目8番地）

(2) 縦覧期間

平成28年11月8日（火）～ 平成28年12月7日（水）
自治体庁舎については、土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の開庁日は除きます。ただし、大阪ガス株式会社DILIPA（ディリパ）姫路については、水曜日の閉館日以外はご覧になれます。

(3) 縦覧時間

9時～17時

2. 方法書の説明会

(1) 日時

平成28年11月15日（火） 18時30分 ～ 20時30分（予定）

(2) 場所

姫路キャスパホール
（兵庫県姫路市西駅前町88 キャスパ7階）

3. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に郵送により書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書記載事項（関係法令で以下の事項を記載することが定められています。）

- ・氏名及び住所
（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見
(日本語により、意見の理由を含めて記載願います。)

(2) 意見書の提出期限

平成28年12月21日(水) (当日消印有効)

<意見書の郵送先>

〒541-0046

大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号 姫路天然ガス発電株式会社 宛

(3) 意見書様式のダウンロード

[意見書様式 \(PDF\) はこちら](#) 

[意見書様式 \(Word\) はこちら](#) 

(4) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて、平成28年11月8日(火) 9時から

平成28年12月21日(水) 17時までの間、方法書をご覧になれます。

[表紙 目次 \(PDF : 1.24MB\)](#) 

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 \(PDF : 1.18MB\)](#) 

[第2章 対象事業の目的及び内容 \(PDF : 3.20MB\)](#) 

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

[3-1 自然的状況 \(PDF : 11.1MB\)](#) 

[3-2 社会的状況 \(PDF : 9.71MB\)](#) 

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 \(PDF : 4.72MB\)](#) 

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 \(PDF : 1.93MB\)](#) 

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 \(PDF : 5.42MB\)](#) 

[第7章 その他環境省令で定める事項 \(PDF : 2.86MB\)](#) 

[要約書 \(PDF : 8.29MB\)](#) 

[\(仮称\) 姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書のあらまし \(PDF : 2.33MB\)](#) 

注：あらましを除き、印刷及びダウンロードはできません。

「(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、郵送により書面にて意見書をお寄せください。

○ 郵送先

〒541-0046

大阪府大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号 姫路天然ガス発電株式会社 宛

○ 提出期限

平成 28 年 12 月 21 日（水）まで（当日消印有効）

意 見 書

平成 28 年 月 日

項目	ご記入欄	
お名前 (法人その他の団体にあつては 法人名・団体名、代表者の氏名)		
ご住所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒	
意見書の提出の対象である 環境影響評価方法書の名称	(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画 環境影響評価方法書	
環境影響評価方法書についての 環境の保全の見地からのご意見 (日本語により意見の理由を含めて 記載願います。)	項目	ご意見
・項目分類 (参考)		
① 大気環境		
② 水環境		
③ 動物		
④ 植物		
⑤ 景観		
⑥ 人と自然との触れ合い活動の場		
⑦ 廃棄物等 (産業廃棄物、残土)		
⑧ 温室効果ガス等 (二酸化炭素)		
⑨ その他		

注：1. 関係法令に基づき、お名前、ご住所の記入をお願いいたします。

2. 本用紙に書ききれない場合は、本紙裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙にてご郵送ください。

3. ご記入いただいた個人情報、関係法令に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはありません。

4. 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいたご意見は、関係法令に基づき公表いたします。予めご了承ください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は21件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が2件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原則、原文のまま記載した。一部、本事業に無関係である団体あるいは企業に関する内容については、削除または意図が変わらない程度に修正して記載した。

環境影響評価方法書についての意見の概要とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画関係

No	意見の概要	事業者の見解
1	事業の目的が不明確。現在でも電力は安定して供給されており、厳しい酷暑であった今夏でも十分ゆとりがあった。何のために180万kWもの大規模発電所が必要なのでしょうか？兵庫県内には、神戸市灘区で130万kW新設、高砂市で50万kWを120万kWに大型化する発電所建設計画がある。これらの計画を認める訳ではないが、火力発電所の新設は必要無い。	本事業は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年 経済産業省・環境省）のBATの参考表【平成26年4月時点】の（A）と同等以上の高効率なガスタービン・コンバインドサイクル方式の発電設備を採用し、発電電力量あたりの二酸化炭素排出原単位を低減することにより、環境負荷の低減に貢献します。 また、「地球温暖化対策計画」（平成28年 環境省）では、火力発電の高効率化等により「新設の発電設備について、発電設備単体で、エネルギーミックスで想定する発電効率の基準を満たすことを求める」とあり、エネルギーミックスについては「長期エネルギー需給見通し」（平成27年 経済産業省）において、「LNG 火力は高効率化を進めつつ、2030年度の電源構成に占める割合を27%程度にすること」としています。 本事業は、国の政策と整合しており、かつ環境負荷が小さい発電事業を実現するため、老朽火力電源と置き変わることで、社会に貢献する計画であると考えています。
2	環境影響評価方法書の発電設備概念図を見る限り海水を使わない説明になっているが、本当なのか？	本事業は、復水器の冷却に冷却塔等による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔循環水の補給水は、兵庫県工業用水道から工業用水の供給を受けることを計画しているため、海水を取水しない計画としています。

No	意見の概要	事業者の見解
3	日本全国至る所で大きな地震が頻発している。南海トラフ巨大地震が30年以内に必ず起きると言われている。地震・津波対策は取られているのでしょうか？東日本大震災・津波では、コンビナート火災が多発しています。敷地高さは海拔何 m ですか？防潮堤の高さは何 m ですか？	発電所計画地の地盤高さは T.P.（東京湾平均海面）約 3m 以上、発電所計画地南側に位置する防潮堤の高さは T.P. 約 5.6m です。発電所計画地の地盤及び防潮堤の高さは、発電所計画地における内閣府想定（2012 年 8 月）の南海トラフ巨大地震による最大津波高さ以上であるため、現時点では津波対策は講じない予定です。地震対策については、電気事業法等の関係法令に基づき、耐震性を確保した計画とします。 なお、異常時の緊急停止機能を設置するなど、電気事業法等の関係法令に基づき、安全や防災に配慮した設計とします。
4	建設される巨大 LNG 火力発電所の敷地は、沿岸部にあり埋立地です。阪神・淡路大震災では、神戸市御影浜のタンクヤードで液状化による側方流動で最大 3.8m 移動・地盤沈下しています。LNG 貯蔵タンクが破損し大爆発する危険性が大きいと思います。隣接して関電第 1、第 2LNG 火力発電所があり、連動して大爆発すれば、広島型原爆に匹敵する大爆発となり、姫路市は一瞬で焼け野原になる可能性があります。	本事業の発電用燃料の天然ガス（LNG）は、他社から専用の燃料供給管により供給を受けることから、当社は LNG タンクを建設する計画はありません。なお、燃料供給管においては、異常時の緊急遮断機能を設置するなど、電気事業法等の関係法令に基づき、安全や防災に配慮した設計とします。
5	排煙脱硝装置に使うアンモニアを何処から調達するのか？	排煙脱硝装置には一般的なアンモニアを使用する計画ですが、調達先については未定です。

2. 大気関係

No	意見の概要	事業者の見解
6	周辺地域は、NO_x 対策法指定地域となっており、厳しい自動車排ガス規制対策が行われ、自動車ユーザーの努力と相まって、大気汚染物質は年々減少傾向を示し、現在では環境基準値をクリアするまでになっている。たとえわずかであっても大気汚染物質を増やすことは許されない。従って建設は不可能です。	本事業は、他の化石燃料に比べて環境にやさしい天然ガスを燃料とします。 工事用資材等の搬出入にあたっては、関係車両台数を平準化し、ピーク時の車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じること、大気質に係る影響を低減する計画とします。 また、施設の稼働（排ガス）に伴う窒素酸化物の影響低減を図るため、低 NO_x 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置し、窒素酸化物は、ガスタービン・コンバインドサイクル方式を採用した環境アセスメント事例において最も低濃度である 4ppm で排出する計画としています。さらに、発電所の運用にあたっては、適切な運転管理及び定期的な点検等により、性能維持を図ることにより、大気質に係る影響を低減する計画とします。
7	火力発電所の新設により、CO₂や NO_x など環境負荷が増加し、大気環境の悪化が心配されます。 本計画では、煙突の高さを 80m で計画されていますが、一定の気象状況下では、煙突から排出されるばい煙（水蒸気？）が上昇せず、横向きに流れ、拡散しないままばい煙が付近住居地域に着地することが懸念されます。 そこで、このようなことのないよう、煙突の高さを少なくとも、100m 以上にすべきと考えます。 また、環境負荷が増加することによる影響を、実際に大気測定し、周辺環境に影響がないことを地元に対し、定期的に報告願います。	本事業は、他の化石燃料に比べて環境にやさしい天然ガスを燃料とします。温室効果ガス（二酸化炭素）については、発電方式として高効率なガスタービン・コンバインドサイクルを採用することにより、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量の低減を図ります。また、施設の稼働（排ガス）に伴う窒素酸化物の影響低減を図るため、低 NO_x 燃焼器及び排煙脱硝装置を設置し、窒素酸化物の排出濃度を低減する計画とします。 施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への影響は、煙突高さを 80m として、煙突ダウンウォッシュ等の特殊気象条件における影響についても予測及び評価を実施し、結果を元に必要に応じて事業計画に反映します。 大気測定については、煙突からの NO_x 排出濃度が計画値（4ppm）内であることを監視するとともに、周辺の一般環境大気測定局のデータを確認する計画としています。地元への定期的な報告については、今後検討します。

3. 水環境関係

No	意見の概要	事業者の見解
8	温廃水により、漁業に影響がでることが懸念されます。近隣ではすでに他社による海洋汚染と漁業資源に対する被害が報告されています。これ以上の水資源への悪影響をおよぼさないためにも、発電所新設計画を中止して下さい。	本事業は、復水器の冷却に冷却塔等による淡水循環冷却方式を採用するため、海水冷却方式の採用による温排水は発生しません。 なお、本事業による排水の温度分布について、影響範囲が最も大きくなる夏場の条件で簡易予測を実施したところ、想定される排水量では、1℃上昇範囲は排水口より十 m 程度の近傍に限られる結果となったことから、海域の動植物への影響は小さいと考えています。 また、本事業による排水は、排水処理設備または浄化槽により適切に処理した後、排出する計画としています。
9	水温、底質、流向・流速、地形・地質、海域に生息する動物・植物は評価項目に選定しないことになっているが、冷却塔ブロー水・プラント排水・生活排水などの淡水が大量に排出され、水質・塩分濃度に影響を与え、魚介類や海藻類などへの影響が考えられる。全てを評価項目に選定すべき。	本事業は、復水器の冷却に冷却塔等による淡水循環冷却方式を採用するため、温排水は発生せず、排水量は海水冷却方式と比べ非常に少なくなります。よって、排水による影響範囲は排水口近傍に限定されることから、水温、底質、塩分濃度及び海域に生息・生育する動物・植物への影響は小さいと考え、評価項目として選定していません。 流向・流速の影響については、想定される排水量では流速は約 0.03m/秒と小さく、周辺海域の流向及び流速への影響は小さいと考え、評価項目として選定していません。 重要な地形及び地質の影響については、対象事業実施区域は、工業用地として開発された造成地であり、重要な地形や地質は存在しないことから、評価項目として選定していません。 なお、施設の稼働（排水）に伴う水質（水の汚れ・富栄養化）の影響については、評価項目として選定しています。

No	意見の概要	事業者の見解
10	次亜塩素酸ソーダーを使用する場合、海水を電気分解して次亜塩素酸ソーダーを取ると海水中のチッソを大量に減らすことになるが、特にアンモニア態窒素の減少は著しいと指摘しておきます。	本事業は海水を取水しない計画であるため、海水を電気分解して次亜塩素酸ソーダを生成することはありません。
11	プラント排水及び冷却塔ブロー水は取水時のミネラルを含んだ水を取り込み純水にしたり高温の蒸気を冷やすなどすると元の水にはならない。また排水の温度も指摘しておきます。いくら少量の水とはいえ毎日流すとなるとそれなりの影響は出ると考える。	プラント排水及び冷却塔ブロー水は、排水処理設備により適切に処理した後、排出する計画としています。また、本事業による排水の温度分布について、影響範囲が最も大きくなる夏場の条件で簡易予測を実施したところ、想定される排水量では、1℃上昇範囲は排水口より十 m 程度の近傍に限られる結果となったことから、海域の動植物への影響は小さいと考えています。 なお、施設の稼働（排水）に伴う水質（水の汚れ・富栄養化）の影響については、評価項目として選定しています。
12	海水を使わない施設としたら、次亜塩素酸ソーダーを使わないのか？	本事業は、プラント排水及び冷却塔ブロー水は排水処理設備により、生活排水は浄化槽により適切に処理した後、排出する計画としています。 冷却塔の薬剤に次亜塩素酸ソーダを使用する可能性はありますが、使用する場合には、検出限界値以下の濃度にて海域へ排出するよう計画します。
13	生活排水については、次亜塩素酸ソーダを注入すると思いますが、先の No.10 の疑問がある。特に言っておきますが、今この海でアサリやクルマエビ、カレイ、などが姿を消しているがこれらは全て次亜塩素酸ソーダの被害であることは明白になっている。これは御社ではないが、次亜塩素酸ソーダを少しでも減らしたいと言う私の考えで小さい事でも取り上げているから、こだわるものである。	

4. 温室効果ガス関係

No	意見の概要	事業者の見解
14	温室効果ガスは、石炭に比べると 6 割程度だが、新設火力発電設備から出される温室効果ガスは純増となる。本年 11 月 4 日に発効したパリ協定は、今世紀末までに排出ゼロをめざしており、日本政府も批准した。日本政府が閣議決定した温室効果ガスを 2050 年までに 80%削減と相容れない計画です。建設はやめて下さい。	本事業は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 経済産業省・環境省）の BAT の参考表【平成 26 年 4 月時点】の（A）と同等以上の高効率なガスタービン・コンバインドサイクル方式の発電設備を採用し、発電電力量あたりの二酸化炭素排出原単位を低減することにより、環境負荷の低減に貢献します。
15	火力発電など温室効果ガスの排出を世界中が 0 にするとりくみを始めています。石炭火力より少ないとはいえ、太陽光や風力などの自然エネルギーによる発電に比べて明らかに CO₂ の排出は多くなります。 世界の動きの中で化石燃料による発電は近いうちに指弾されることになるでしょう。 私たちは、生命とくらしを守る立場で新設計画に対して強く反対します。	また、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 環境省）では、火力発電の高効率化等により「新設の発電設備について、発電設備単体で、エネルギーミックスで想定する発電効率の基準を満たすことを求める」とあり、エネルギーミックスについては「長期エネルギー需給見通し」（平成 27 年 経済産業省）において、「LNG 火力は高効率化を進めつつ、2030 年度の電源構成に占める割合を 27%程度にすること」とあります。
16	兵庫県内には、関西電力姫路第 1、第 2、相生、赤穂、電源開発（J パワー）高砂、神鋼神戸、新日鉄住金広畑、大阪住友セメントなど 8 ケ所の火力発電所が既に稼働しており、総発電設備容量は合計 862 万 kW にもなる。その上、神鋼神戸 130 万 kW、J パワー高砂が 50 万 kW から 120 万 kW へリプレースする計画があり、これを合わせると 1,062 万 kW になる。福井県が原発銀座なら兵庫県は火力発電銀座である。 温暖化防止へのパリ協定発効に伴う国民の節電努力の高まりと再生可能エネルギーへのシフト、電力需要の停滞は避けられず、電力の供給能力は確保されている。神鋼神戸の新設、J パワー高砂の大型化も必要無いが、姫路天然ガス発電所新設も必要無い。	さらに、「地球温暖化対策計画」に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に向けて、国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、必要な検討を行います。 本事業は、国の政策と整合しており、かつ環境負荷が小さい発電事業を実現するため、老朽火力電源と置き換わることにより、社会に貢献する計画であると考えています。

No	意見の概要	事業者の見解
17	世界をリードし、将来のノーベル賞の受賞に結び付くような人材を育成するために、今回の計画の運用方法について、私の要望を考えました。 2016年4月19日付でパリ協定の実現に向け内閣総理大臣は、「エネルギー・環境イノベーション戦略 NESTI 2050」を諮問した。 要望1. 2050年にCO₂排出量を80%削減するために、今回の発電所の建設後に追加の改造を可能とすること。 事例1) NESTI 2050のバイオマス利活用の燃料を適用するために、将来の燃料転換・燃焼調整を可能とすること。 事例2) NESTI 2050の発電所排ガス中のCO₂を有効利用すること。今回計画の発電所排ガス中のCO₂を将来分離回収・濃縮し、人工光合成技術を適用し、炭化水素燃料の原料へ転換することを可能とすること。その転換した原料は濃縮し、今回計画の発電所の将来の燃料として、循環再利用すること。将来の燃料転換・燃焼調整を可能とすること。 今回計画の発電所の稼働率が増加すると、環境が改善する、燃料循環再利用を将来実現可能とすること。 経済産業省は、2017年に、火力発電所からのCO₂排出量の基準をISOへ提案し、2019年までにISO規格制定を計る計画があります。 今回計画の発電所の稼働率増加に必要な条件です。 事例1) サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーテロ対策をする。サイバーテロによる今回計画の発電所からの環境汚染を予防する。 事例2) 2016年6月1日付、労働安全衛	「地球温暖化対策計画」（平成28年環境省）に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に向けて、国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、必要な検討を行います。 制御システムについては、ネットワーク等において高いセキュリティ性を確保します。また、本事業で使用する化学物質については、化管法SDS等の必要な情報を入手し、適切な管理を実施します。AI及びIoTに関しては、現時点で利用する計画ではありませんが、必要に応じて今後検討します。

	生法改正に基づき、有害な 640 種類の化学物質の SDS に対してリスクアセスメントを実施する。必要な表示や教育指導をして、今回計画の発電所からの環境汚染を予防する。 事例 3) NESTI 2050 の AI、IoT を活用する。今回計画の発電所で将来の CO₂ 排出量削減 80% のデータを公表する。 データ公表に対する、透明性・情報開示、説明責任、機密性、完全性、可用性が必要です。 AI のロジックは私自身で考えて、特許の権利化を計りたいと考えています。	
--	--	--

5. その他の環境関係

No	意見の概要	事業者の見解
18	方法書、概要書がダウンロードも印刷もできないのはなぜか？内容を十分検討して意見書を書くには、ディスプレイで見ながらというのは高齢者にはつらい作業だ。必要な部分を印刷してじっくり読み込まないと十分検討できない。「建設計画を広く知らせたくない」「市民からの意見をなるべく少なくしたい」との思惑が感じられる。このようなやり方で環境影響評価手続きをしたと言えるのか疑問です。ダウンロード、印刷ができるようにしてから意見募集をやり直して下さい。	インターネット上に公表される情報は、複製や加工が容易であるため、著作権や知的財産に関する問題が生じないような対策が必要と考えています。 そのため、当社ホームページ上に公表した方法書及び要約書は、当社ホームページ上においてのみ閲覧可能とし、ダウンロード及び印刷ができない措置としました。 なお、当社ホームページ上での方法書及び要約書の公表については、方法書の縦覧期間に加え、環境の保全の見地からの意見の受付期日まで閲覧可能とすることで、本事業の計画を広く知らせるよう配慮しました。
19	年間の燃料使用量 155 万トンを製造するのに必要な取水海水量と冷排水の温度、流速、流量はどうなりますか？また、取水口と排水口の位置についても明らかにして下さい。	LNG を原料として燃料ガスを製造する事業は、他社の事業であることから、本事業の環境影響評価の対象となりません。
20	水温、底質、流向・流速、地形・地質、海域に生息する動物・植物は評価項目に選定しないことになっているが、燃料を供給する隣接の大阪ガス LNG 基地で燃料の製造量が増加することに伴う冷排水の増加による水温変化が起き、魚介類や海藻類などへの影響が考えられる。全てを評価項目に選定すべき。	

No	意見の概要	事業者の見解
21	発電所建設予定地周辺道路は、既に、臨海部企業の事業活動に伴い、交通渋滞が常態化しています。その中で、火力発電所が建設されると、建設工事中は勿論、稼働後においても定期点検時期などには、相当数の通行車両が見込まれることから、交通渋滞がより一層深刻化するものと思われます。また、発電所建設と同時期には隣接地で「姫路市中央卸売市場建設工事」が計画されています。 そこで、次の対策を実施していただきますようお願いいたします。 ・ 工事中の資機材の運搬は、陸上輸送でなく、海上輸送で行うこととしてください。 ・ 新市場設置に伴い、姫路市が新たに、市場へのアクセス道路を設置することとなっていますが、当該道路には本発電所関係車両の通行は見込まれていないため、新たな発電所アクセス道路を確保してください。	工事の実施に伴う工事用資材等の搬出入、発電所の供用に伴う資材等の搬出入（以下、「資材等の搬出入等」という）にあたっては、関係車両台数を平準化し、ピーク時の車両台数の低減を図る等の環境保全措置を講じることにより、交通量への影響を低減するよう配慮します。 なお、工事の実施に伴う工事用資材等の搬出入について、ガスタービン、蒸気タービン及び発電機等の大型機器及び重量物は海上輸送する計画とし、陸上輸送車両台数を低減する計画としています。その他の工事用資材及び小型機器の搬出入等については、運搬効率、機動性を考慮し、陸上輸送する計画としています。 対象事業実施区域の近隣において計画されている姫路市中央卸売市場整備計画とそれに伴うアクセス道路設置計画については認識しており、設置されるアクセス道路の利用については姫路市に確認します。利用できる場合は、資材等の搬出入等に関して、関係車両台数を平準化し、ピーク時の車両台数の低減を図る等の対策を実施した上で、姫路市と相談し、適切な予測・評価を実施します。 なお、本計画では、資材等の搬出入等にあたっては、関係車両台数を平準化し、ピーク時の車両台数の低減を図り、搬出入経路を分散化する等の対策を実施するため、新たな搬入道路の造成は計画していないこととしています。今後、資材等の搬出入等における大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について予測を実施し、環境保全についての配慮が適正になされているか、影響が実行可能な範囲で低減されているかを検討します。

環境影響評価方法書について提出いただくご意見は、「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見に限られるが、環境の保全の見地以外からの意見の概要は次のとおりである。

環境の保全の見地以外からの意見の概要

1. LNG タンカーの入出港時の漁船航行への影響に関するご意見 ※
2. 本事業に関係なく、他団体から不当な扱いを受けた点に関するご意見 ※

※ 他社、他団体に関する情報が含まれているため、内容を簡略化して記載した。